

平成 25 年 度

事 業 計 画 書

平成 25 年 4 月 1 日
～
平成 26 年 3 月 31 日

平成 25 年 3 月 15 日

一般財団法人**省エネルギーセンター**

平成 25 年度の基本方針

1. 事業計画の方針

○近時ますます必要性が増している省エネルギーを推進するため、平成 25 年度当センターは以下の 5 つの柱に基づき、本部・支部が一体になって効果的かつ効率的に事業を実施します。

- I. 産業における省エネルギー推進支援
- II. 家庭、地域等における省エネルギー推進支援
- III. 省エネルギー関連人材の育成支援
- IV. 国際協力・活動の推進
- V. 国家試験・研修・講習の実施

○上記事業を進めるに当たっては、特に東日本大震災後の我が国エネルギー需給構造や内外におけるエネルギー環境問題への対応が重要になっていることから、

- ・大震災後進展した我が国の省エネ・節電対応の定着へのサポート
- ・スマート・テクノロジー等省エネ関連技術の進歩を踏まえた新たなエネルギー管理手法の開発・普及
- ・省エネの推進基盤を多面的に強化するための省エネ人材育成
- ・世界最高水準にある我が国省エネ等技術を普及するための国際協力・ビジネス展開などに力点を置くこととしています。

2. 収支予算等策定の方針

- 平成25年度の予算規模は、センター独自の事業、国・関係機関からの受託事業等の規模を想定し、全体としては平成24年度に比べ若干減の27億円を見込んでいます。
- センター独自の事業については、新たな事業の開発、既存事業の拡充を通じ、規模の拡大・内容の充実に可能な限り努めることとします。
- 国等の受託事業についても、提案・企画能力、コスト競争力を強化しつつ、積極的に競争入札の応札等を行い、事業拡大に努めます。
- 一般財団法人としての運営にあたっては、認可時に内閣府に提出した公益目的支出計画を着実に実施してまいります。

【 目 次 】

I. 産業における省エネルギー推進支援.....	1
(1) 工場及びビルに対する省エネルギー診断指導	1 [補助事業]
(2) 工場等のエネルギー使用状況等調査	1
(3) ビルの省エネルギー対策に関する支援	2 [一部受託事業]
(4) 省エネ法、関連技術等に係る情報提供	2
(5) 二酸化炭素削減対策への貢献	3
(6) ENEX2014（第38回地球環境とエネルギーの調和展）の開催等.....	3
II. 家庭、地域等における省エネルギー推進支援.....	4
(1) 家庭、学校及び職場における省エネルギー実践行動の支援.....	4 [一部受託事業]
(2) 「家庭の省エネエキスパート」資格認定の実施	4
(3) 省エネ型機器に関する情報提供	5 [受託事業]
III. 省エネルギー関連人材の育成支援.....	6
(1) 教育講座、研修等による人材育成の支援	6 [一部受託事業]
(2) 資格認定制度による人材育成の支援	6
(3) 省エネルギーに関する月刊誌、各種技術の専門書及び省エネ手帳の発刊 ...	7
(4) 賛助会員へのサービスの拡充	7
IV. 国際協力・活動の推進.....	8
(1) 専門家の派遣	8 [受託事業]
(2) 研修生の受入	8 [受託事業]
(3) 省エネルギー等ビジネス国際展開の推進	8 [受託事業]
(4) 情報・ノウハウの提供等による海外省エネルギー活動支援.....	9 [一部受託事業]
(5) 国際規格 ISO50001 の制度運営	9 [一部受託事業]
V. 国家試験・研修・講習の実施.....	10
(1) エネルギー管理士試験の実施	10
(2) エネルギー管理研修の実施	10
(3) エネルギー管理講習の実施	10
(4) エネルギー管理士試験等に関する調査研究事業	10

※ 国からの補助事業及び受託事業を記載
特に記載のない事業は国以外からの受託事業または自主事業

I. 産業における省エネルギー推進支援

- 各種産業の実態を踏まえ、工場、事業場等の現場での効果的なエネルギー管理や新たな関連技術の導入等による省エネを推進するためのコンサルティング・情報提供等を実施する。
- その際、当センターの保有するノウハウや技術力を活かしつつ、電力利用の平準化やスマート・テクノロジーの活用等を含む、より広い意味の「エネルギー管理」ニーズへ積極的に対応する。
- 具体的事業:診断指導、調査、各種ツールの活用、省エネ大賞表彰、二酸化炭素削減対策支援、展示会開催等

(1) 工場及びビルに対する省エネルギー診断指導 [補助事業]

中小規模の工場及び業務用ビルにおいて、以下の内容の専門家による診断指導を行い、省エネ対策の普及に努める。

- ・エネルギー効率改善・電力利用の平準化等を進めるため、エネルギー使用の現状分析に基づき改善手法の提案等を行う診断指導を約1,800件実施
- ・特に本年度からは、診断後のエネルギー管理の改善、新技術導入等のための設備更新等対象事業者による具体的行動の促進に重点化
- ・また、アドバイスや提案等は、「スマート・テクノロジー」、「新エネ」、「蓄電」等を含む省エネ・節電関連技術の進展を十分に踏まえた内容
- ・診断指導で得られたデータを統計的に集計解析
- ・各種改善提案事例やそのポイントについて、説明会、講演会、WEBサイト等を通じ、幅広く情報を提供

(2) 工場等のエネルギー使用状況等調査 [受託事業]

1) 工場のエネルギー使用状況調査

省エネ法に基づき、エネルギー管理指定工場に対して行う「工場総点検」として、エネルギー使用設備に係る「工場等判断基準」の遵守状況、省エネ対策の推進状況等について、現地で確認調査を行う。

また、特定事業者又は特定連鎖化事業者の本社等に対しては、省エネ活動の実態を把握するため、エネルギー管理体制の整備状況等の調査を行う。

2) 省エネ法における判断基準遵守状況等の分析

省エネ法の厳正かつ円滑な実施に資するよう、特定事業者から提出される定期報告書及び中長期計画書をデータベース化し、原単位改善や判断基準遵守の状況、省エネ法の規制対象のカバー率等の分析を行う。

3) 事業者の省エネ対策等の調査

産業・業務部門の事業者に対するアンケート調査に基づき、エネルギー使用実態、具体的な省エネ対策の取り組み状況等についてデータの収集、分析を行う。

(3) ビルの省エネルギー対策に関する支援

1) 省エネの「見える化」関連ツールの普及拡大

[一部受託事業]

業務用ビルのエネルギー管理の推進のために当センターが開発した各種「見える化」支援ツール(「原単位管理ツールESUM」、「目標値算定ツールECTT」等)の普及を行う。

また、これらのツールについては、各種計測機器の情報と連携した最適な運転管理を可能とするシステムの実用化に向けて改良を行う。

2) 省エネチューニング等による支援

大規模の業務用ビルを対象に、省エネチューニング(設備運用改善)の手法を活用し、省エネ効果の算出・省エネ対策の抽出等により具体的な省エネ支援を行う。

また、節電・省エネニーズの高いビルの所有者、管理者等に対して、試行を含め総合的な省エネコンサル事業を展開する。

(4) 省エネ法、関連技術等に係る情報提供

1) 省エネ法、省エネ政策・技術等に係る情報提供

省エネ法、グリーン投資減税、最新のエネルギー管理等に関する情報を、Web サイト等により提供する。

2) 「省エネ大賞」を通じた情報発信

省エネ・節電に関する実践活動における創意工夫、新技術の開発や新ビジネスの創出等を促進するため、特に優れた活動事例や製品・ビジネスモデルを「省エネ大賞」として表彰する。

- ・表彰対象は、企業、自治体、教育機関等における他の模範となる省エネ・節電推進活動、先進的な省エネ・節電製品の開発、画期的なビジネスモデル等
- ・発表大会の開催、事例集の配布等を通じ、省エネ・節電事例、製品を積極的に広報

3) 節電・省エネに関する技術的な助言等の実施

電力需給等の状況を踏まえ、工場や事業所における節電・省エネ対策に関する技術的な助言等を行う。

また、省エネ・節電対策の一環として、企業等が行う省エネ機器・設備導入、改修等に係る実施計画について、関係機関の要請に応じ、「技術の先端性」、「省エネ効果」、「費用対効果」等の観点から技術評価を行う。

(5) 二酸化炭素削減対策への貢献

東京都及び埼玉県における条例等に基づき、大規模事業所を対象とする温室効果ガス排出量等の検証機関として、事業所が算出した排出量等の検証を行う。

(6) ENEX2014（第38回地球環境とエネルギーの調和展）の開催等

省エネルギー月間（2月）の主要行事として、省エネ・新エネ分野の総合展示会 ENEX を開催する（展示会「Smart Energy Japan 2014」と併催）。総合的なエネルギーフォーラムとして企業における旬の情報の収集やビジネスネットワークの拡大に貢献する。

- ・「スマート・テクノロジー」「新エネ」「蓄電」等の分野を含めた省エネ・節電関連機器や産業・業務・家庭等現場におけるエネルギー管理について最新情報を提供
- ・省エネ・新エネ等の最新技術に関するセミナー、表彰式等を併催
- ・省エネ・節電対策事例を総合的に紹介
- ・優秀な省エネ・新エネに係る機器等を展示

また、上記展示会の知見を活かし関連の展示会、カンファレンス等への協力、後援等を行う。

II. 家庭、地域等における省エネルギー推進支援

- 家庭や地域等において、省エネ・節電が積極的かつ継続的に実施される環境づくりを行う。
- このため、自治体、企業等との連携の強化を図り、省エネ・節電に関する最新情報の提供や人材育成等の実践活動を支援する。
- 具体的事業：企業・地域等における人材育成、省エネ・節電型の機器、活動事例に関する情報提供

(1) 家庭、学校及び職場における省エネルギー実践行動の支援

- 1) 地域、学校等における省エネ・節電活動への参画 [一部受託事業]
省エネ・節電に係る知識や実践手法を普及するため、各地域で活躍する「家庭の省エネエキスパート」（後述（2）参照）等と協力し、以下の活動に参画する。

- ・自治体の行う家庭の省エネ・節電関連講座の開催
- ・企業等が行う従業員、顧客等を対象とした職場の省エネ・節電セミナー等の開催
- ・小学生を対象とした「省エネ出前授業」への講師派遣

- 2) 自治体、企業等の家庭の省エネ診断事業の支援
自治体や企業が行う家庭の省エネ診断事業について、以下の支援を行う。

- ・診断員の育成
- ・診断手法、マニュアルの策定

- 3) 家庭の省エネに関する情報提供 [一部受託事業]
家庭における省エネ実践行動の拡大・定着に資するため、Web サイト等のツールにより、省エネ実践手法等の情報提供を行う。

- 4) 「家庭の省エネ大事典」による情報提供
家庭における省エネ行動の効果を体系的にまとめた「家庭の省エネ大事典」について、一部データを更新し、幅広く情報を提供する。

(2) 「家庭の省エネエキスパート」資格認定の実施

地域や企業活動において「家庭の省エネ」を推進する人材を発掘・育成するため、「家庭の省エネエキスパート」検定及び「家庭の省エネエキスパート【診断・指導級】」研修を実施する。

- ・検定は、市民、学生、自治体・団体関係者、企業営業従事者等を対象にエネルギーの基礎と家庭・機器・住宅の省エネについて体系的な知識を有する人材を認定する。

- ・研修は、検定合格者のうち希望者を対象として、個別家庭のエネルギー使用実態に応じた最適な省エネ診断・改善提案を実践できる人材を育成・認定する。
- ・本年度から、全国一斉の検定と併せ、企業・団体等のニーズに合わせた個別検定（出前検定）を実施

(3) 省エネ型機器に関する情報提供

[受託事業]

- 1) 省エネ型製品の統一省エネラベルに係る情報提供
省エネ型製品の購入の際に利用されている統一省エネラベル等の最新情報について、Web サイトやパンフレット等を通じ、一般消費者、関連事業者等に広く提供する。
- 2) 家電製品、ガス・石油機器等の省エネ性能に係る情報提供
エアコン等の家電製品やガス・石油機器について、省エネ性能や製品の使い方に関する情報を Web サイト等により提供する。
- 3) 国際エネルギースタープログラムの推進支援
省エネ型のオフィス機器に係る国際的な任意登録制度の「国際エネルギースタープログラム」に関して、
 - ・対象機器の登録、Web サイトへの掲載
 - ・制度の普及活動、基準改定に関する調査を実施する。

Ⅲ. 省エネルギー関連人材の育成支援

- 工場・ビル等の現場、企業経営さらには家庭・地域等各種分野における省エネ関連人材の育成を行う。
- 具体的には、講座・実習の開催、資格認定等を通じ、省エネ・節電、二酸化炭素排出量削減、エネルギー利用のスマート化等多面的な視点から人材開発・能力向上を図る。

(1) 教育講座、研修等による人材育成の支援

- 1) 省エネ法や最新の省エネ技術・節電対策の講義・講習
省エネの技術、現場における省エネ・節電活動の理解・推進を目的として、以下の講座を全国で開催する。
 - ・省エネ法に関する管理標準、定期報告書、中長期計画書の策定方法
 - ・企業全体でのエネルギー管理手法や推進体制づくり
 - ・BEMS等の活用を含む最新のビル省エネの実践
 - ・最新の省エネ技術・節電対策等についての理解・活用
 - ・国際規格 ISO50001 エネルギーマネジメントシステムの理解・活用
- 2) 省エネ技術の実習
省エネ技術に係る実践的な知識や具体的な手法の習得を目的として、実習設備を活用した講座を開催する。
- 3) 企業等の個別ニーズに応じた省エネ人材育成
企業や団体の社内研修・セミナー等向けに、節電対策、省エネ技術、省エネ法制度への対応等個別ニーズに即した講師派遣（出前講座）を行う。
- 4) エネルギー管理の専門知識の講座
エネルギー管理士試験のレベルを念頭に、省エネ推進の中核を担う人材育成のための教育講座を全国で開催する。
また、企業内の教育手段としても活用できる通信講座を実施する。

(2) 資格認定制度による人材育成の支援

- 1) 「エネルギー診断プロフェッショナル」資格認定の実施
産業分野における総合的なエネルギー管理に関して、高度・専門的見地から診断指導・改善提案を行う専門人材を育成・発掘するため、「エネルギー診断プロフェッショナル」資格認定を実施する。
(対象：エネルギー管理士と同等以上の技術知識・経験を有する技術者等)
 - ・本年度は、H24年度の1次試験合格者に対し、2次試験を行い、「エネルギー診断プロフェッショナル」を認定

- ・また、資格認定者を対象に、「診断プロ倶楽部」(仮称)を開設し、メンバー間の情報交流による人的ネットワークの形成・拡大、関連の技術や制度等に係る最新情報の提供、スキルアップ研修などのサポートを実施

2) 「ビル省エネ診断技術者」資格認定の実施

業務用ビルのエネルギー管理現場において、省エネ診断に基づき対策を適確に行うことができる技術者を養成するため、必要知識の習得のための研修、課題レポートの審査を通じた「ビル省エネ診断技術者」資格認定を実施する。

(対象：ビルの設備管理者、設備業者、コンサルタント等)

- ・本年度は、BEMS、スマート・テクノロジーの活用等の進展を加味した内容に見直すとともに、(1)1)のビル省エネに係る教育講座とスキルアップ過程として連動させ、ビル省エネに係る人材育成全体の実効を向上
- ・有資格者の情報に係る Web サイトを活用し、ビルの省エネ対策の技術的助言を求める事業者等と有資格者とのビジネスマッチングの場を提供

3) 「家庭の省エネエキスパート」資格認定の実施 (再掲 II (2))

(3) 省エネルギーに関する月刊誌、各種技術の専門書及び省エネ手帳の発刊

1) 月刊「省エネルギー」誌の発刊

当センターの機関誌であり、かつ我が国唯一の省エネに関する総合技術誌である月刊「省エネルギー」誌を発刊する。

- ・省エネ法等の関連施策、グリーン投資減税等の助成制度、エネルギー管理や省エネ・節電に係る最新技術・手法などタイムリー、広範かつ質の高い情報を掲載
- ・賛助会員への提供とともに一般読者層を拡大

2) 専門書及び省エネ手帳の発刊

省エネに関する各種データ集、省エネ法の関連書籍、省エネ技術に関する専門書・実務書等各種図書を発刊する。

また、工場・ビルそれぞれのエネルギー管理担当者必携の技術資料付きの省エネ手帳を発刊する。

(4) 賛助会員へのサービスの拡充

賛助会員の拡大を図るため、以下の会員サービスを拡充する。

- ・「賛助会員専用サイト」(Web サイト)において、省エネ法や省エネ・節電対策への具体的対応等「耳寄り情報」を随時提供
- ・エネルギー管理の現場で役立つ「省エネ Q&A 集」や「省エネ診断」手法のエッセンス等の情報を提供
- ・「賛助会員専用相談窓口」によるきめ細かな個別対応
- ・E-Mail 配信によりタイムリーな省エネ情報を提供
- ・機関誌である月刊「省エネルギー」誌や各種技術講座の特典を提供

IV. 国際協力・活動の推進

- 省エネ先進国である我が国の省エネ国際協力を推進するため、政府間合意等のもとで人材育成、制度構築支援、技術・ノウハウの普及等について専門家派遣、研修生の受け入れ等を行う。
- これら事業の実施に当たっては、海外関係機関や我が国内外のビジネス関係者等とのネットワーク強化を併せて行う。
- また、官民連携した省エネ・新エネに係る製品・技術の国際的普及のため、「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」の活動を支援する。
- エネルギーマネジメントシステムの国際規格 ISO50001 について、その普及に努めるとともに制度運営に参画する。

※ (4) 2) 及び (5) 1) を除き[受託事業]

(1) 専門家の派遣

アジアの重点国を中心に、約 70 名の専門家を派遣し、研修生の受入と連携して、以下の支援を行う。

- ・省エネ診断を通じた工場、ビル等のエネルギー管理やスマート・テクノロジーを含む省エネ関連技術の普及
- ・我が国のエネルギー管理士制度等の法制度に関する情報提供や指導
- ・当該国に適した省エネ施策の立案・推進、省エネ普及活動の基盤構築
- ・当該国におけるエネルギー管理者制度の構築を支援

(2) 研修生の受入

専門家派遣との連携のもと、アジア地域を中心とした発展途上国や資源国等から、政府関係者、技術者等 200 名強の研修生を受け入れ、以下の研修を実施する。

- ・我が国の先進的な省エネ政策・法制度に関する研修
- ・産業やビルにおけるエネルギー管理等に関する研修

(3) 省エネルギー等ビジネス国際展開の推進

我が国の優れた省エネ・新エネに係る製品・技術をビジネスベースで海外に普及促進するために設立された「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」の活動について以下の支援を行う。

- ・事前調査を踏まえた官民連携のミッション派遣、これによる効果的交渉・情報交換
- ・セミナー、商談会等の開催によるビジネスマッチング機会の創出
- ・優れた省エネ技術等を紹介する「国際展開技術集」や展示会出展による情報発信

(4) 情報・ノウハウの提供等による海外省エネルギー活動支援

1) 海外機関等とのネットワークによる情報提供・収集

省エネに資する情報をワンストップで提供するために設立された「アジア省エネルギー協力センター」において、省エネ政策や技術に関する情報の提供・収集を行う。

2) 海外進出企業等のニーズを踏まえた省エネ活動支援

アジア諸国への進出を計画する国内企業等を対象として、同地域における事業展開に必要な省エネの方策等について、省エネ研修・講座の開催や助言による支援を行う。

(5) 国際規格 ISO50001 の制度運営

1) ISO50001 規格の審査員評価登録機関

企業、事業所等のエネルギー消費等の改善を目的とした ISO50001 規格について、審査員評価登録機関として、以下を実施する。

- ・ 研修機関が実施する研修コースの承認、審査員の評価・登録
- ・ 関連機関、Web サイト等を通じ、当該規格の国内における普及を促進する。

2) ISO50001 規格に係る調査

[受託事業]

ISO50001 規格について、省エネ法と整合的に活用するための方法・実例を調査・検討するとともに、規格の普及促進のための国際的な活動に参画し情報収集を行う。

ISO50001 規格取得事業者を調査し、取得メリット等を紹介して本制度の普及促進を図る。

V. 国家試験・研修・講習の実施

- 省エネ法に基づいて選任されるエネルギー管理者等の資格について、指定機関、登録機関として、その制度の必要性や意義を周知しつつ試験、研修及び講習を実施する。
- 受験者・受講者の利便性等を考慮して実施に努めるとともに、アンケートによる実態調査を行い、効果的な実施に反映させる。

(1) エネルギー管理士試験の実施

省エネ法に基づく指定試験機関として、エネルギー管理士試験を実施する。
(平成 25 年 8 月上旬、全国 10 会場)

(2) エネルギー管理研修の実施

省エネ法に基づく登録研修機関として、エネルギー管理士に係るエネルギー管理研修を実施する。
(平成 25 年 12 月中旬、全国 6 会場)

(3) エネルギー管理講習の実施

省エネ法に基づく指定講習機関として、エネルギー管理員及びエネルギー管理企画推進者の資格に係る講習を全国で実施する。
(上期：平成 25 年 6 月から 7 月、下期：25 年 10 月から 11 月)
また、既資格者の資質向上のための講習を平成 26 年 3 月に全国で実施する。

(4) エネルギー管理士試験等に関する調査研究事業

エネルギー管理士試験合格者、エネルギー管理研修修了者及びエネルギー管理講習修了者等に対して、アンケート調査を行う。
これにより、従事業種、受験・受講動機、資格取得時の評価・待遇、他の資格との関連等の実態を把握し、試験、研修及び講習の効果的な実施に反映する。